

付帯メニュー定義書

「太陽光割引」

株式会社リボンエナジー

2024年8月1日 実施

目次

1. 適用.....	3
2. 本定義書の変更および廃止.....	3
3. 定義.....	3
4. 適用条件等.....	3
5. 割引内容.....	3
6. 適用期間.....	4
7. 適用廃止.....	4
附則.....	5
1. 実施期日.....	5
別表.....	6
1. 割引額.....	6

1. 適用

付帯メニュー定義書「太陽光割引」（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書に基づき算定される電気料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

2. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止する場合には、あらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法によりお知らせします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2（本約款等の変更）(2) および (3) に準じます。

3. 定義

電気需給約款および電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、別段の定めがない限り、本定義書においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

- (1) 当社は、次の全ての条件を満たす場合に限り、本定義書に基づく付帯メニュー（以下「本メニュー」といいます。）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合には、この限りではありません。
 - ① 当社所定の方法により本メニューの申し込みを行うこと。
 - ② 当社が本メニューの申し込みを承諾すること。
 - ③ 当社の電気料金メニューが適用されること。
- (2) 当社は、(1) にかかわらず、電気需給約款 9（電気の需給開始）に定める需給開始に必要となる情報を提供いただけない等、需給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合には、本メニューを適用できないことがあります。

5. 割引内容

当社は、お客さまが 4（適用条件等）に定める適用条件等を満たす場合には、割引額を反映して電気料金を算定します。なお、割引額は、別表 1（割引額）により算定します。

6. 適用期間

- (1) 本メニューの適用開始日は、原則として、当社が本メニューの申し込みを承諾した後に到来する電気の計量日または検針日とします。
- (2) 本メニューの適用期間は、(1) に定める適用開始日から電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）および 30（当社からの電気需給契約の解約等）に定める解約日または終了日までの期間とします。

7. 適用廃止

- (1) 当社は、お客さまが 4（適用条件等）に定める適用条件等を満たさないことが判明した場合には、本メニューの適用を廃止します。この場合の適用廃止日は、適用条件等を満たさないことが判明した後に到来する電気の計量日または検針日とします。ただし、適用条件等を満たさないことが判明した後に到来する電気の計量日または検針日より前に電気需給契約を解約した場合は、6（適用期間）(2) に定める解約日を適用廃止日とします。
- (2) 当社は、お客さまの不正な申し込みが判明し、本メニューの適用を廃止する場合には、適用期間に反映した割引額の全額を違約金として申し受けます。

附則

1. 実施期日

本定義書は、2024年8月1日より実施します。

別表

1. 割引額

割引額は、その1月の使用電力量に割引単価を適用して算定します。なお、割引額の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。適用する割引単価は、次のとおりとします。

エリア	単位	割引単価
北海道エリア	使用電力量 1キロワット時につき	0.50円（税込0.55円）
東北エリア		
東京エリア		
中部エリア		
北陸エリア		
関西エリア		
中国エリア		
四国エリア		
九州エリア		